

近隣住民等への周知及び地元組織等への説明に際しての注意事項

<地域まちづくり計画等の区域内の場合>

○ 近隣住民等への周知に際しての注意事項

- ・周知及び意見聴取の対象者は、敷地が接する範囲（道路の反対側を含む。）における土地所有者、建物所有者及び建物占有者です。（図1）
- ・周知をする事項は、申請の趣旨及び計画内容です。
- ・周知の方法は、対象者に直接会って説明をする又は周知に係る資料を対象者のポストに投函することとし、そのうえで意見聴取も行ってください。
- ・周知及び意見聴取の結果は、「近隣住民等周知状況報告書（様式2）」にて報告をしてください。

○ 地元組織等への説明に際しての注意事項

- ・説明及び意見聴取は、原則として地元組織等の代表者や協議窓口担当者に対して行ってください。
- ・説明をする事項は、申請の趣旨及び計画内容です。
- ・説明の方法は、原則として代表者や協議窓口担当者に直接会って説明をすることとし、そのうえで意見聴取も行ってください。
- ・代表者や協議窓口担当者が不在又は遠隔地に在住している等の理由で直接会って説明ができない場合は、説明に係る資料を送付したうえで電話連絡等をするよう努めてください。
- ・説明及び意見聴取の結果は、「地元組織等説明状況報告書（様式2）」にて報告をしてください。

<地域まちづくり計画等の区域外の場合>

○ 近隣住民等への周知に際しての注意事項（地域まちづくり計画等の区域外の場合）

- ・周知の対象者は、敷地が接する範囲（道路の反対側を含む。）における土地所有者、建物所有者及び建物占有者です。（図1）
- ・周知をする事項は、申請の趣旨及び計画内容です。
- ・周知の方法は、対象者に直接会って説明をする又は周知に係る資料を対象者のポストに投函することとします。
- ・周知の結果は、「近隣住民等周知状況報告書（様式2）」にて報告をしてください。

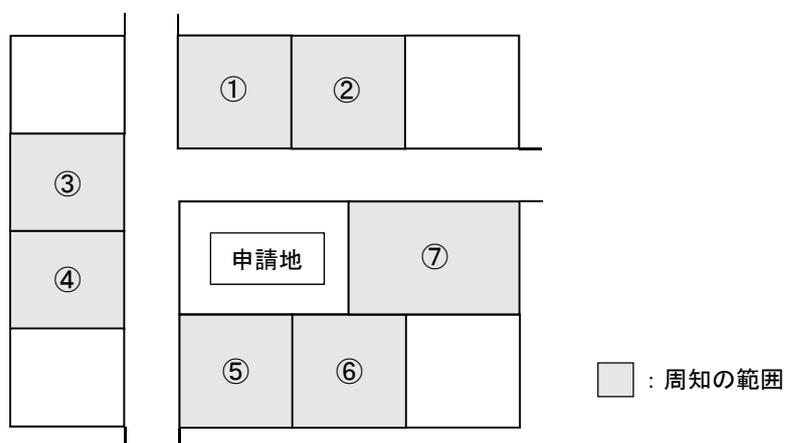


図1 近隣住民等への周知の範囲